（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第五条　法第六条第六項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると行政機関等が認める場合

二　申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると行政機関等が認める場合

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第六条　法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該行政機関等の定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第七条　行政機関等は、法第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第八条　法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

一　第六条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力

二　電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の行政機関等の定めるところによる届出

三　前各号に掲げるもののほか、行政機関等の定める方式

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第九条　法第七条第五項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると行政機関等が認める場合

二　処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると行政機関等が認める場合

（電磁的記録による縦覧等）

第十条　行政機関等は、法第八条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、当該行政機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第十一条　行政機関等は、法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第十二条　法第六条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものは、電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。以下この条において同じ。）及び第四条第二項ただし書に規定する措置とする。

2　法第七条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものは、電子署名又は行政機関等が定める方式とする。

3　法第九条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものは、電子署名又は行政機関等が定める方式とする。

（委任）

第十三条　この内閣官房令に定めるもののほか、内閣人事局の所管する法令に規定する手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、行政機関等が定める。

附　則

（施行期日）

1　この内閣官房令は、公布の日から施行する。

（人事記録の記載事項等に関する内閣官房令の一部改正）

2　人事記録の記載事項等に関する内閣官房令（昭和四十一年総理府令第二号）の一部を次のように改正する。

第三条の二を削る。

内閣官房令・府令・省令

内閣官房令、内閣府令、総務省令、法務省令、外務省令、財務省令、文部科学省令、厚生労働省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令、第一号原子力規制委員会規則、防衛省令

○文部科学省令、厚生労働省令、国土交通省令、環境省令第一号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定に基づき、並びに同法及び関係行政機関が所管する関係法令を実施するため、関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
法務大臣　上川　陽子
外務大臣　茂木　敏充
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎
原子力規制委員会委員長　更田　豊志
防衛大臣　岸　信夫